

令和元年度機動調査に係るフォローアップ調査の調査結果 【北海道大学】

令和2年12月17日
公的研究費の適正な管理に関する有識者会議

1. 目的等

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）（以下「ガイドライン」という。）第7節に定めるフォローアップ調査は、履行状況調査又は機動調査を行った年度の翌年度に、履行状況調査又は機動調査の結果、管理条件を付与された機関を対象として、当該機関の管理条件（改善事項）の履行状況を把握することを目的として実施するものである。

フォローアップ調査は、ガイドライン及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」の第7節に定める調査及び措置に関する要項のほか、令和元年度機動調査に係るフォローアップ調査の実施方針に基づき実施した。

2. 調査対象・内容等

[調査対象]

○令和元年度機動調査の結果、管理条件を付与された北海道大学

[調査内容]

○機関に付与した管理条件（改善事項）の履行状況について確認した。

[調査体制・方法]

○「公的研究費の適正な管理に関する有識者会議」において、所要の調査審議を実施した。

○機関が提出する調査報告書等に基づき、「書面調査」及び「現地調査」を実施した。

3. 調査経過

令和元年	10月15日	有識者会議	フォローアップ調査の実施方針の審議・決定
	11月7日		管理条件の付与・文部科学省による進捗状況のフォロー開始
	11月27日		北海道大学が履行計画を提出・書面調査開始
令和2年	2月26日		北海道大学が進捗状況報告書を提出
	11月4日		北海道大学が最終報告書を提出
	11月19日		現地調査実施
	12月17日	有識者会議	フォローアップ調査結果の審議・決定

4. 調査結果の総合所見

- 令和元年度機動調査において、北海道大学に対し、「組織的牽制機能の充実」、「再発防止策の確実な実施」を改善事項とし、その履行期限を令和2年11月6日とする管理条件を付与した。
- 本フォローアップ調査においては、文部科学省に対し提出された履行計画に沿って半年ごとに報告を求め、書面調査及び現地調査を実施して改善事項が履行されたことを把握した。
- したがって、北海道大学に付与した管理条件を解除し、フォローアップ調査を終了することとする。
- 今後も、意識調査の実施等を通じて機関全体へ不正防止に向けた意識の浸透を図るとともに、引き続き、公的研究費の管理・監査体制について不断の改善を図っていくことが求められる。
- 詳細な調査結果は別紙のとおり

5. 今後の取組

- 調査の結果は、当該機関に通知するとともに、文部科学省ホームページで公表する。

令和元年度機動調査に係るフォローアップ調査結果

機 関 名	北海道大学
-------	-------

【総合所見】

本フォローアップ調査においては、文部科学省に対し提出された履行計画に沿って適切に履行に取り組み、改善事項について履行されたことを把握した。

したがって、付与した管理条件を解除し、フォローアップ調査を終了することとする。

また、今後も、意識調査の実施等を通じて機関全体へ不正防止に向けた意識の浸透を図るとともに、引き続き、公的研究費の管理・監査体制について不断の改善を図っていくことが求められる。

【機関に付与した管理条件】

改善事項：

○ 令和元年8月に最終報告書が提出された不正事案に対する再発防止策を含め、次の事項を確実に実施すること。

- ・ 最高管理責任者は内部監査部門及び監事との連携を強化して、組織的牽制機能の充実に取り組むこと。
- ・ 内部監査結果を構成員全員に周知すること。
- ・ 再発防止策には、具体的な指標を設け取り組むこと。

履行期限：令和2年11月6日

【管理条件（改善事項）に係る実施状況】

・ 最高管理責任者は内部監査部門及び監事との連携を強化して、組織的牽制機能の充実に取り組むこと。

内部監査計画及び内部監査結果について監査室が監事と意見交換を行うとともに、監事が内部監査に同行して実施状況を直接確認する等、連携を強化している。また、最高管理責任者のもとに設置された研究費不正使用防止推進部会において、各部局の不正防止取組状況の確認や改善のための重点フォローアップ（意見交換）や、内部監査結果を踏まえた不正使用防止計画の改定を行うなど、PDCAサイクルを活用して組織的牽制機能の充実に取り組んでいる。

・ 内部監査結果を構成員全員に周知すること。

学内の会議等を通して、コンプライアンス推進責任者及び部局事務部に対して内部監査結果の報告

と再発防止の徹底を指示し、掲載各部局から全教職員へ周知している。また、研究者へ配布するハンドブックやホームページにも掲載した上で認知度調査を実施し、全教職員へ内部監査結果が周知されたことを確認している。

・再発防止策には、具体的な指標を設け取り組むこと。

(短期支援員の勤務状況確認に係る体制整備)

短期支援員の雇用管理が研究室任せとならないよう学内ルールを改正し、事務部による労働条件等の事前説明を徹底するとともに、抽出による勤務実態の確認を行うことで牽制体制を強化している。また、重点フォローアップを実施することで適切な雇用管理体制の維持に取り組んでいる。

(教職員に対する不正使用に係る意識啓発の徹底)

従来コンプライアンス教育のほか、教職員に対して学内の研究費使用ルールに関する研修を新たに実施し、令和2年度の研修を対象者全員が受講している。加えて、各部局のコンプライアンス推進責任者向けに不正使用防止体制等に係る説明会を実施しているほか、研究者向けハンドブックや学内会議等において不正使用防止に係る取組を周知することで普及啓発に取り組んでいる。

(学生に対する不正使用に係る意識啓発の徹底)

学生向けコンプライアンス教育資料を作成し、各部局において入学ガイダンス時にコンプライアンス教育を実施している。また、ポスターの作成・掲示、学生向けポータルサイトへの掲載、新入生向け配布冊子においての注意喚起を行い、学生の意識啓発に取り組んでいる。

(旅行申請に係る体制整備)

旅行申請に係る学内ルールを明確化し、旅行申請書等における記載事項及び証拠書類を全学的に統一している。また、各部局における旅行申請が新たなルールに基づき適切に行われているかを抽出により確認することで、教職員への意識付けに取り組んでいる。